

社会福祉法人白子町社会福祉協議会地域包括支援センター運営規程

(目的)

第1条 白子町地域包括支援センター運営事業は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定の為に必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的とする。

(事業所の名称、位置)

第2条 事業を行う事業所の名称、位置は次のとおりとする。

- (1) 名称 白子町地域包括支援センター
- (2) 位置 白子町関 92 白子町社会福祉協議会内

(運営の方針)

第3条 高齢者の方々が住みなれた地域でその有する能力に応じ、自立した自分らしい日常生活を営むことが出来るように配慮し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的かつ効率的に提供されるようにする。

2 地域包括支援センターの職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

3 事業の実施にあたっては、他地域包括支援センター、地域の保健、医療、福祉サービスの提供主体等との綿密な連携を図るものとする。

(職員の職種 員数)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数は次の通りとする。

保健師（経験のある看護師）	1名
社会福祉士	1名
主任介護支援専門員	1名

(職員の責務)

第5条 支援センターの職員は、支援センターが行う事業の利用者及びその世帯のプライバシーの尊重に万全を期し、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 支援センターの職員は、支援センターが行う事業の果たすべき役割の重要性を鑑み、各種研修会などに参加し自己研鑽に努める。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする
- (3) 前項の営業日 営業時間以外に利用者又はその家族から申し出のあった場合は、必要に応じて事業を実施する。

(その他)

第7条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。